

漏水の発見にご協力ください！

水道局では、貴重な水をムダにしないため、定期的に道路や戸別（メーターまで）の漏水調査をおこなっています。また、2か月に一度の検針の際にも、前回に比べて使用水量が異常に多い場合は、漏水の可能性があるため、お客さまにその旨をお知らせしています。



わずかな漏水でも放置しておくと、徐々に漏水量が増えていきます。たいせつな水資源をムダにしないためにも、漏水の発見にご協力ください。

ご家庭での水漏れチェックは簡単 月に一度はチェックを



水もれの場所が分からぬときは

調査は水道局指定給水装置工事事業者へご依頼ください！

水もれの場所が分からぬときは、漏水調査をおこなうことのできる指定給水装置工事事業者に調査を依頼してください。

なお、漏水調査を依頼する際には、調査費用について事前に複数の事業者から見積もりをとっておけば、安心して調査を依頼できます。

漏水調査についてのお問い合わせは給水課修繕係 ☎ 821-3253



（お願い）ご面倒ですが、みなさま自身で穴を開けてください。

料金課業務を民間委託へ

平成23年1月～

お知らせ

民間のノウハウを活用し業務の効率化や経費削減により経営改善を図ることを目的として、平成23年1月から水道局の料金課業務（料金等徴収業務）を包括的に民間委託します。

民間委託にあわせコンビニエンスストアでも料金の支払ができるようになるなど、サービスの向上に努めながら、業務の効率化をはかってまいりますので、ご理解ご協力をお願ひします。

お問い合わせ先

料金課管理係 電話821-3246

長い間留守にされた時の水は飲み水以外に！

旅行などで長い間留守にされたときの最初の水は、各家庭の給水管に長時間滞留しています。そのため、安全のために水道水中に注入された塩素がなくなったり、給水管に鉛が使われているご家庭では、鉛成分がわずかに溶け出し、水質基準を満たさなくなっていることも考えられますので、念のためバケツ一杯くらいを飲み水以外の用途にお使いください。



悪質な商法などにご注意！

作業服を着たり腕章をつけたりして水道局の職員をよそおったり水道局の指示だと偽るなどして、水質検査をしたり浄水器等を売りつけたり、点検等の名目で代金を請求する悪質な商法が増えています。

水道に関することで、訪問者があつた場合、身分証明書の提示を求め、不審に思われたときは、契約等の前に水道局までお問い合わせください。

トラブル回避の無料小冊子も活用を！

水道局では悪質商法等による給水装置工事のトラブルやクロスコネクション（水道管の誤接続）等の問題をわかりやすく整理した小冊子を用意しています。

市役所の各窓口センター及び水道局の窓口で無料配布していますので、ご活用ください。

お問い合わせ先 給水課管理係 電話821-3242

● 広報すいどうは資源保護のため再生紙を使用しています。